

## 埼葛斎場組合斎場の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、埼葛斎場組合斎場の設置及び管理に関する条例(昭和48年条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務日)

第2条 条例第3条の業務を行う日は、次のとおりとする。

- (1) 火葬を行う日は、条例第4条第1項に規定する休場日(以下「休場日」という。)及び友引の日を除く日とする。
- (2) 式場において告別式を行うことができる日は、休場日、1月4日及び友引の日を除く日とする。
- (3) 式場において通夜を行うことができる日は、休場日、休場日及び友引の日の前日を除く日とする。
- (4) 霊安室の利用ができる日は、休場日、休場日及び友引の日の前日を除く日とする。
- (5) 小動物の火葬を行う日は、休場日及び友引の日を除く日とする。

2 管理者は、埼葛斎場組合議会の開催、施設の改修工事、地震、雷、火災等により業務の一部を行うことができないと判断したときは、施設の利用を制限することができる。

(休場日)

第3条 条例第4条第2項に規定する管理者が必要と認めるときは、施設の大規模改修工事、地震、雷、火災等により全ての業務を行うことができないと管理者が判断し、休場日として指定した日とする。

(使用時間)

第4条 斎場の施設及び設備(以下「施設等」という。)を使用することができる時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、式場において、通夜を行う場合は、午後8時30分までとする。

2 前項の規定に定めるもののほか管理者が必要と認めるときは、使用時間を変更すること

ができる。

(使用許可の申請)

第5条 条例第5条第1項の規定により、施設等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）が行う使用申請は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 火葬炉及び式場の申請者は、埼玉斎場予約システム取扱い規程（平成6年訓令第1号。以下「予約システム」という。）に基づき予約するものとし、この予約をもって施設使用の申請とみなす。ただし、埼玉斎場予約システム取扱い業者登録をした者（以下「業者登録者」という。）以外の者が組合市町以外の者の火葬を予約する場合は、埼玉斎場組合直接申込書（様式第1号）を管理者に提出しなければならない。
- (2) 霊安室の申請者は、前号の規定に基づく火葬炉の使用申請後において、口頭により管理者に申請するものとする。
- (3) 小動物火葬炉の申請者は、小動物火葬申込書（様式第2号）を管理者に提出しなければならない。
- (4) 待合室の使用申請については、火葬炉の使用申請をもって申請されたものとみなす。

(使用の許可)

第6条 前条第1号における申請に基づく予約システムによる予約の確定（管理者において埋火葬許可証（写）を確認し、予約システムにおける確定操作の完了時）をもって、条例第5条第1項の規定による許可とみなす。

- 2 申請者は、前項の埋火葬許可証（写）の原本を施設利用の前に受付に提出しなければならない。
- 3 前条第2号及び第3号の規定による申請に基づき使用を許可する場合にあっては、管理者における予約システムへの入力をもって条例第5条第1項の規定による許可とみなす。
- 4 前条第4号の規定による申請に基づき使用を許可する場合にあっては、火葬炉の使用許可を持って許可とみなす。
- 5 管理者は、条例第8条の規定に基づき、使用許可を取り消し、又は中止させようとする

ときは、埼玉斎場組合斎場使用に係る使用停止・取消決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

6 使用者の都合により、使用許可を変更又は取り消す場合は、速やかに管理者に申し出るものとする。

（使用料の納付）

第7条 前条に規定する使用の許可を受けた者は、条例別表に定める使用料を納付しなければならない。

（使用料の減免）

第8条 条例第10条第3項に規定する使用料の減免は、次の各号に定めるところによる。

- （1）生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けている者 免除
- （2）中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付を受けている者又は特別の事情があると認められる者 免除
- （3）組合市町の長が、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）により使用するとき 免除
- （4）墓地・埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第9条の規定により、組合市町の長が火葬を行う者となって使用するとき 免除
- （5）その他管理者が特に必要と認めるとき 管理者が相当と認める割合。

（使用料減免の申請）

第9条 前条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、埼玉斎場組合斎場使用料減免申請書（様式第4号）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請を承認したときは、埼玉斎場組合斎場使用料減免承認書（様式第5号）を使用者に交付するものとする。

3 第1項の申請における減免を受ける者であることの証明印については、省略することはできない。

(使用料の還付)

第10条 条例第10条第2項ただし書の規定により使用料を還付することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 天災その他使用者の責めに帰すことができない理由により、斎場の施設及び設備を使用することができなくなったとき。
- (2) その他管理者が特に必要があると認めるとき。

2 使用料の還付を受けようとする使用者は、埼玉斎場組合斎場使用料還付請求書(様式第6号)を管理者に提出しなければならない。

3 管理者は、前項の承認をしたときは、埼玉斎場組合斎場使用料還付承認書(様式第7号)を使用者に交付するものとする。

(遵守事項)

第11条 使用者及び入場者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 斎場の敷地内へ宮型霊柩車の乗り入れをしないこと。
- (2) 斎場の敷地内に外飾り用の花輪、生花、盛かご、庭飾り、人口庭園等を設置しないこと。
- (3) 許可を受けずに斎場の敷地内及び施設内において物品の販売その他これに類する行為をしないこと。
- (4) その他係員の指示に従うこと。

(入場の禁止)

第12条 管理者は、斎場の施設内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の入場を禁止し、又はその者に対して退場を命ずることができる。

(火葬残灰の処理)

第13条 管理者は、火葬残灰を処分することができる。

2 小動物炉単独火葬において、焼骨の引取期日から6月経過しても引き取りのない場合、管理者において火葬残灰として処分することができる。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、斎場の管理に必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前において行われた申請及び許可等の行為については、この規則の相当規定に基づく申請及び許可等の行為とみなす。

## 埼玉葛斎場組合直接申込書

年 月 日

埼玉葛斎場組合管理者 あて

申請者 (埋火葬許可申請者)

氏 名

住 所

電話番号

下記のとおり、火葬炉等の使用について申請します。

< 表 1 (申請者記入欄) >

死亡者 (死産の場合 は父または 母)、又は四肢 の一部火葬者	住 所 (フリガナ) 氏名	死亡年月日時	年 月 日	午前・午後	時 分
葬祭業者	業者名 住 所 電話番号 F A X 番号 担当者氏名	第一希望	年 月 日 時	第二希望	年 月 日 時
火葬日時 式場利用	無・有	通夜及び告別式・告別式のみ			

< 表 2 (埼玉葛斎場組合記入欄) >

火葬予約時間	年 月 日	午前・午後	時火葬
式場予約	通夜	月 日	告別式 月 日

※ 火葬日時は、火葬炉の点火時間です。必ず 10 分から 45 分前に到着できるようにしてください。

- 注意 1 表 1 に必要事項を記入し、本用紙と死亡診断書または埋火葬許可証を提出してください。
- 2 この火葬予約後に埋火葬許可申請の手続きを組合外 (春日部市、蓮田市、白岡市、杉戸町以外) で行った場合は、受領した埋火葬許可証を直ちに当組合に提出してください。(F A X 可)

様式第2号（第5条関係）

## 小動物火葬申込書（正）

年 月 日

埼玉斎場組合管理者 あて

住 所	
氏 名	
電話番号	
動 物	犬 ねこ その他（ ）
No.	
区 分	合 同 ・ 単 独
重 量	Kg

※単独火葬の場合の焼骨の引取り期日 年 月 日  
(引取期日から、6月経過しても引き取りがない場合、火葬残灰として処分となります。  
また、この場合において、使用料及び骨つぼ代の還付等はできませんのでご注意願います。)

## 小動物火葬申込書（控）

年 月 日

埼玉斎場組合管理者 あて

住 所	
氏 名	
電話番号	
動 物	犬 ねこ その他（ ）
No.	
区 分	合 同 ・ 単 独
重 量	Kg

※単独火葬の場合の焼骨の引取り期日 年 月 日  
(引取期日から、6月経過しても引き取りがない場合、火葬残灰として処分となります。  
また、この場合において、使用料及び骨つぼ代の還付等はできませんのでご注意願います。)

様式第3号（第6条関係）

第 年 月 日 号

埼玉葛齋場組合齋場使用に係る使用停止・取消決定通知書

様

埼玉葛齋場組合  
管理者

印

次のとおり、埼玉葛齋場組合齋場使用に係る使用停止・取り消しを決定したので通知します。

許可日（予約システムにおける予約確定日）	使用施設	使用日時	備考
年 月 日	<input type="checkbox"/> 火葬炉 <input type="checkbox"/> 待合室 <input type="checkbox"/> 式場（通夜・告別） <input type="checkbox"/> 霊安室	年 月 日 時 年 月 日 年 月 日～ 月 日 年 月 日～ 月 日	
使用停止・取消しの理由			

様式第 4 号（第 9 条関係）

局 長	次 長	担 当

年 月 日

埼葛斎場組合管理者 あて

申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

埼葛斎場組合斎場使用料減免申請書

(1) 死亡者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
生年月日 \_\_\_\_\_

(2) 減免の理由（該当する番号を○で囲んでください。）

- 1 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の適用を受けている者
- 2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく支援給付を受けている者
- 3 組合市町の長が、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）により使用する。
- 4 墓地・埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第 9 条の規定により、組合市町の長が火葬を行う者となって使用する。
- 5 その他

( )

上記は事実であり、埼葛斎場組合斎場の設置及び管理に関する条例第 11 条の規定に該当する者であると認められるので、使用料の（減額・免除）をお願いします。

年 月 日

印

第 年 月 日 号

埼葛斎場組合斎場使用料減免承認書

様

埼葛斎場組合  
管理者

印

次のとおり、埼葛斎場組合斎場使用料の減免を承認します。

死亡者	氏名	
	住所	(住民登録住所)
使用施設	<input type="checkbox"/> 火葬炉 火葬日時 年 月 日 時 分 葬種別 <input type="checkbox"/> 12歳以上 <input type="checkbox"/> 12歳未満 <input type="checkbox"/> 死産児 <input type="checkbox"/> 四肢の一部 <input type="checkbox"/> 改葬  <input type="checkbox"/> その他の施設 <input type="checkbox"/> 待合室 <input type="checkbox"/> 霊安室 <input type="checkbox"/> 式場（通夜・告別式）	
承認理由	埼葛斎場組合斎場設置及び管理に関する条例施行規則第 8 条第 号の規定により減額・免除する。	
使用料	円	
減免額	円	
減免後の使用料	円	

年 月 日

埼葛斎場組合斎場使用料還付請求書

埼葛斎場組合管理者 あて

申請者 住 所  
氏 名 印  
電話番号

下記のとおり、埼葛斎場組合斎場使用料の還付について請求します。

死亡者	氏名		
	住所	(住民登録住所)	
使用施設	<input type="checkbox"/> 火葬炉 火葬日 年 月 日  葬種別（該当する区分を○で囲んでください。） <input type="checkbox"/> 12歳以上 <input type="checkbox"/> 12歳未満 <input type="checkbox"/> 死産児 <input type="checkbox"/> 四肢の一部・改葬 <input type="checkbox"/> その他の施設（使用した施設を○で囲んでください。） <input type="checkbox"/> 待合室 <input type="checkbox"/> 霊安室 <input type="checkbox"/> 式場（通夜・告別式）		
申請理由			
既納使用料	円		
還付請求額	円		
還付する使用料等の振込口座	銀 行		本店
	信用金庫		支店
	1. 当座	2. 普通	口座番号
	フリカナ		
	口座名義		

※使用料等の還付は、火葬の申請者以外には還付できません。

埼玉葛齋場組合齋場使用料還付承認書

様

埼玉葛齋場組合  
管理者

印

次のとおり、埼玉葛齋場組合齋場使用料の還付を承認します。

死亡者	氏名	
	住所	(住民登録住所)
使用施設	<input type="checkbox"/> 火葬炉 火葬日 年 月 日 葬種別 <input type="checkbox"/> 12歳以上 <input type="checkbox"/> 12歳未満 <input type="checkbox"/> 死産児 <input type="checkbox"/> 四肢の一部 <input type="checkbox"/> 改葬  <input type="checkbox"/> その他の施設 <input type="checkbox"/> 待合室 <input type="checkbox"/> 霊安室 <input type="checkbox"/> 式場（通夜・告別式）	
還付理由	埼玉葛齋場組合齋場の設置及び管理に関する条例施行規則 第10条第 号の規定により、還付する。	
既納使用料	円	
還付額	円	
還付後の使用料	円	